

## FMすぎなみプロジェクト 会則

(名称)

第1条 本会は「FMすぎなみプロジェクト」と称する。

(目的)

第2条 本会は、杉並区全域の情報をインターネットを使ってラジオ形式で発信し、その繋がりから生まれるコミュニティの形成を促進することを目的とする。

また、「杉並区にコミュニティ FM を！」をキャッチコピーとして、杉並区でのコミュニティ FMを設立し「すべての区民がつながり合う」未来を目指す。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都杉並区とする。

(代表者と運営者)

第4条 本会は代表者を含め5人以上の運営者を置く。運営者は毎月1回会議を開き、企画などについて協議する。

(運営費)

第5条 本会の運営者には運営費として毎月 500 円を徴収する。

附則

本会則は、2022年4月1日より施行する。